いじめ問題対策委員会

県立高取国際高等学校

校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・教育相談担当 各学年主任・養護教諭・その他必要に応じた関係職員

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

〇学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、 中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行う。

組織対応の流れ

いじめ(疑われるものも含む)事象の相談

確認

面談やアンケート調査により積極的な 認知に努める

○被害生徒等・加害生徒等からの聞き取り

○周辺生徒等からの情報の収集

8

〇保護者と連携

正確な事実確認と情報共有

(担任・副担任・学年主任・部活動顧問等関係職員)

報告

校 長

教 頭

生徒指導部長

即日対応(24時間以内)

Obs

報告

重大事態については速やかに 県教育委員会へ一報 生徒指導支援室 0742-27-5435

いじめ問題対策委員会

招集

招集

- 〇教職員の役割分担と指導方針の決定
- ○県教育委員会・警察等関係機関との連携

※橿原警察署(TEL0744-23-0110)

〇保護者への情報提供

職員会議

○事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解をはかる

○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

対応

具体的な指導・支援

「個人別生活カード」による 記録の徹底

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

被害者への支援

加害者への指導

友人·知人への指導·支援 (観衆·傍観者等)

共感的に受け止める

〇伝えること

- ・学校として「なんとしても守る」とい う姿勢
- ·プライバシーの保護
- ○確認すること
- ・身体の被害状況(診断書)
- 金品の被害状況
- カウンセリングの必要性
- ・警察への被害申告
- ○留意すること
- •再発や潜在化
- ・保護者への説明と保護者の考え の確認

毅然とした態度で

○伝えること

- ・いじめは決して許されない行為であること
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果につながった
- 〇確認すること
- ・カウンセリングの必要性
- ○留意すること
- ・加害者の心理的背景 (ストレス・自尊感情等)
- ・加害者が被害者になること
- ・保護者との連携

みんなを守るという姿勢

〇伝えること

- いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者であること
- プライバシーの保護
- 〇確認すること
- カウンセリングの必要性
- ○留意すること
- ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

県教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する